

(別添1)

## 事業評価の結果（共通項目）

### 第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による  
事業所名（施設名）長野市昭和保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	・公立保育所としての共通の「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」がある。 ・公立保育園としての理念、基本方針があり、昭和保育園としての保育目標もあり目指す方向性を示している。事務室、各クラスに掲示しており、定例職員会で読み合わせを行い、保育に繋げている。 ・保護者には、入園説明会、継続児説明会で「保育園のしおり」を用いて理念、基本方針について伝え、更に保護者会総会、保育参加、運動会などの行事の折に理念、基本方針、園目標等具体的に説明している。 ・保育園の理念、基本方針については利用者アンケートで保護者等への周知が図られている。前回のアンケートより継続的な取組の成果が出ている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<p>8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・全体の方向性は公立保育園であるため、「子ども子育て支援事業計画」の中で動向を確認し分析している。</p> <p>・当保育園では地域的に立地条件が良く団地なども多いため入園者数が増えている。特に未満児の需要が高くなっている。</p> <p>・おひさま広場での利用者や地域発達支援会議などで地域の情報を得て保育所に求められるニーズの把握に努めている。</p> <p>・保育のコスト分析などは定期的に、推移、利用率を明らかにし長野市として分析している。</p>
			経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	<p>12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>・異年齢保育と年齢保育を併せ持った保育形態で対応している。異年齢、年齢それぞれのメリット、デメリットの課題等職員間で検討しながら子どもの最善の利益を考慮し、年齢ごとの活動を計画的に取り入れている。</p> <p>・保育環境保全のための樹木伐採、剪定等計画的に行い、その他様々な環境への課題について職員間で検討し取り組んでいる。</p> <p>・職員の休暇など取りやすくしたり、休憩に加え書類作成の時間も設け働きやすい環境づくりを行っている。</p> <p>・前回の第三者評価での課題について「保育園の基本的な考え方 保育目標・保育方針の保護者への周知」では改善の取組が行われている。「嘱託職員の処遇への配慮」については働き方改革の中で進めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	<p>16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>・「子ども子育て支援事業計画」が5ヶ年計画で立てられている。乳幼児期の保育の充実、子育て支援の充実等具体的な施策の展開を行っている。</p> <p>・数値目標から中間見直しを行っている。</p> <p>・長野市では「長野市公共施設個別施設計画～保育所・認定こども園編～」として公共施設マネジメントの推進の観点から素案が令和2年4月にまとめられている。昭和保育園についても機能の方向性、建物の対策等、実施期間が示されている。人口減少の進展、人口構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本台風災害やコロナウィルス等の影響で厳しい長野市の財政下で総合管理計画の老朽化対策について園としても保育・幼稚園課と相談しながら 今後長期計画の中で検討され地域、保護者、職員も含め意見の集約を図ることを期待する。</p>
			中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>・今年度の事業計画は、第三者評価を受け保育の質を上げると共に利用者の満足度を上げる。職員育成や働き方改革など含めた事業計画を作成している。</p> <p>・事業計画は職員の振り返りと共に重点課題を業績評価に組織目標として掲げ数値化し自己評価を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は年度末に自己評価で振り返り課題を確認している。</li> <li>・業績評価で組織目標の実施状況を確認している。年度末には達成度を評価し事業計画の見直しを全職員で行っている。</li> </ul>
			事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は園便りや主な内容を分かり易くまとめ写真なども添えたプリントを作成し配布して示している。</li> <li>・事業計画の主なものについて保育参加、保護者会などで写真などを通して具体的な場面を示し伝えている。また、日々の保育の振り返りの中でも写真やコメントを入れ掲示し示している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	<p>33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>34 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。</p> <p>35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・第三者評価の自己評価に基づき課題の洗い出し、振り返りや改善点の確認をしている。年2回の自己評価を行い職員間で分析している。</p> <p>・2回目の第三者評価の受審を予定しており、その結果を今後の保育の質の向上に生かしていくことを予定している。</p>
			評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	<p>37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・自己評価分析結果を文書化し、職員間で共有している。職員会や園内研修を利用し全職員で課題を共有し計画、実行、評価を行い見直しをして共に改善に取り組んでいる。</p>
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	<p>42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>45 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<p>・年度当初の職員会で全体的な方針、保育理念、基本方針、保育目標、事業計画について職員に説明している。</p> <p>・園便り、入園説明会、保護者総会、保育参加等でも保護者に説明している。</p> <p>・有事の際においても危機管理マニュアルに園長不在時は主任が代行し、主任が不在の場合は主査が代行するなど記述している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	<p>46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長は市の研修に参加し地方公務員法を学び、労働基準法は係長研修で学んでいる。公立保育所の「園長の心得」等でも理解している。</li> <li>・全職員で「教育・保育の手引き」を読み合わせ法令遵守について知らせ理解周知している。</li> <li>・市の「マナーブック」を用いて全職員間で研修し周知している。</li> <li>・廃棄物処理法やフロン排出抑制法等の環境法規や食品衛生法等の幅広い分野についても把握することを期待する。</li> </ul>
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回自己評価を行い保育の質の課題を把握し全職員で共有している。</li> <li>・園内研修で保育の質について研修を行い保育の充実に繋げている。</li> <li>・小グループでラベルワークを用いて意見を出し合い、話し合いを深めるようにしている。</li> <li>・園内研修では係分担を行い進めているが突発的な研修が入ったり、園で急を要する課題が出た時には計画を入れ替えて行っている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参加している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の働きやすい環境づくりのためにパートの配置を行い、時差出勤や休憩が取りやすく、書類の時間の確保等働きやすい環境づくりを積極的に行っている。</li> <li>・ 労働環境に配慮し、労務管理のもと時間外、勤務の軽減、年次休暇、休憩時間等取りやすい環境づくりに努めている。</li> </ul>
2	福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な福祉人材の基本的な考え方、人材確保や育成について市の担当部署が行っている。定期的に正規職員、会計年度任用職員、社会人枠の採用を行っている。</li> <li>・ 人材育成に関する基本方針は公立保育所であるため、長野市子育て支援計画施策として職員配置の充実、職員の職務能力の向上と推進、障害児の受け入れ態勢の強化として示されており、加配保育士の配置もある。また、働きやすい環境づくりのためパート職員、代替職員等も園ごとに採用している。</li> <li>・ 長野市保育所研修要領に基づき研修体系が確立され計画に沿って研修を受けている。</li> </ul>
			総合的な人事管理が行われている。	a)	<p>63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期待する職員像は階層別に期待する職員の役割を明記している。</li> <li>・ 人事基準は新規採用時に職員に周知している。</li> <li>・ 職員の能力評価や貢献度については能力評価、業績評価により行っている。</li> <li>・ 職員の意向、意見については人事異動調書により、園長が職員と面談し聞き取りをして課に繋げている。</li> <li>・ 長野市保育所研修概要によりキャリアパスの構築を市として構築している。</li> <li>・ 長野市こども未来部保育・幼稚園課の担当者が「労務の巡回指導」を行うことになっており、現場での処遇状況を確認している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(1)			<p>67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の就労状況は園長が労務管理者になり職員の休暇や時間外勤務の把握を毎月確認している。</li> <li>・ タイムレコーダーにより、主任と共に就労状況を把握している。</li> <li>・ 今年度の事業計画にもある働きやすい職場改善の取り組みを行い時間内に書類や行事の準備ができるようにしている。また、計画的に休暇が取れるように代替職員を配置し、4時間休憩パート、朝、夕パート等配置して休憩や書類作成の時間を確保し残業時間を減らしている。</li> <li>・ 安全推進委員会を開き職員の心身の健康と職場の安全確保に取り組んでいる。</li> <li>・ 職員の健康安全についてメンタルヘルス研修やストレスチェックを実施し、市の保健室に相談できる体制が整っている。</li> <li>・ 園でも気軽に相談できるように声をかけたり面談をしたりしてコミュニケーションを大切に職場づくりに努めている。</li> <li>・ パワーハラスメントや性的マイノリティーの研修などにも参加し職員が正しい知識を身につけるようにしている。</li> <li>・ 労務管理について窓口は課の係長で必要に応じて相談できるようになっている。</li> <li>・ 現地訪問で職員からの聞き取りからも人員配置が十分に配慮されており働きやすい職場環境と判断できる。一方保育士等の職員が多い割に職員室が狭く働く環境の整備では改善が求められる。</li> </ul>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>・長野市保育所職員研修要領があり各自、経験年数や課題に応じ研修計画があり計画的に研修をしている。また、キャリアステージの指標があり期待する職員像と連動している。</p> <p>・年度当初には「教育・保育の手引き」の読み合わせや倫理観、守秘義務、マナーブック等も利用し全職員で園内研修を通して周知している。</p> <p>・職員一人一人の目標管理シートに沿い業績評価として中間面接を行い進捗状況の確認、年度末には面談を行い目標達成度を確認している。</p> <p>・新人職員には1年を通して研修に加え、ステップアップノートがあり、園長、主任担当課長のサポートがある。</p>
			職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>・長野市保育士研修概要の中に基本方針が示されている。研修要領があり、階級別に求められる専門性としての専門的知識、技術などが示され研修体系に基づき、年度別、役割別、経験年数別等の研修が行われる仕組みができています。</p> <p>・パート、代替職員に対しても現在の保育の方向性や配慮を要する子への支援の仕方など研修を行っている。また、教育・保育の手引きなどから必要な事項について冊子を配布し伝えている。</p> <p>・研修や、カリキュラムの見直しについては担当課、代表者で行っている。</p> <p>・今年はコロナウィルスの影響で外部の参加型の研修は減っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3)	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動調書や面談、聞き取りにより資格の取得状況を把握している。</li> <li>・経験年数に応じた研修体系が確立されそれぞれの研修計画に沿った学びができています。</li> <li>・保育・幼稚園課や外部からの研修案内を掲示、回覧し希望者が参加できるようにしている。</li> <li>・参加者は職員会で報告し、リーダーになって研修を行う。</li> <li>・新人新規採用職員は一年を通して職場研修日誌で自己評価を行い園長・主任、課長がコメントを記入し振り返りを行っている。</li> <li>・園内研修では意見が出やすいようにグループ分けに工夫をしたり、ラベルワークで意見を出しやすいようにしている。</li> </ul>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生受け入れプログラムがあり、明文化している。</li> <li>・実習生受け入れマニュアルに沿って行っている。</li> <li>・養成校から示された実習のねらいに沿ってプログラムを基に希望を聞きながら進めている。</li> <li>・園長会、主任会で講師を呼び研修し職員会で職員に伝えている。主任が中心となり指導担当者になっている。</li> <li>・養成校の職員が来園し情報交換をしている。</li> <li>・実習生とは対話的な対応を重視し疑問点についても解決できるようにしている。</li> <li>・コロナウィルスの影響がある中で実習生の受け入れについて学校側と連携し実施している。インターシップについては中止している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	3 運営の 透明性 の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページに「園の概要」として保育目標、園の特徴などが掲載されている。広報誌に予算概要、事業報告などの情報が開示されている。</li> <li>・子育て支援事業計画など、公開保育、園事業などが掲載されている。</li> <li>・2年前に第三者評価を受審しその結果を公表している。</li> </ul>
					98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
					99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
					100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
					101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
		b)	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	102	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所における職務は職員構成と職務内容として明確に揭示し職員も理解している。</li> <li>・内部監査は長野市の監査事務局で行われている。</li> <li>・事務手続きや職務分掌により事務、経理、取引などが定められ実行している。</li> <li>・中核市である長野市は包括外部監査が行われており令和元年度において「子育て及び高齢者福祉等関連事業に関する事務の執行について」として令和2年2月に公表されている。長野市の子ども子育て支援事業の中で監査の結果、意見や提案がされている。個々の保育園で該当する事例が少ないかもしれないが外部監査結果の周知とその内容を第三者評価結果による見直しと同様にインプット項目として入れ検討記録として残されることを希望する。</li> </ul>	
				103	保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。		
				104	保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。		
				105	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。		
				106	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。		
107	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4 地域との交流 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園の基本方針の中で家庭や地域と連携して地域における子育て支援の拠点として境的役割を果たすことが明記されている。</li> <li>・地域のイベントのチラシを掲示し保護者に伝えている。</li> <li>・世代間交流事業では、年6回交流を実施し、地域の方々との交流を深めている。</li> <li>・地域の方に畑を貸していただき、栽培方法を教えていただきながら、交流し、世代を超えた方とのふれあいを楽しんでいる。</li> <li>・おひさま広場を毎週木曜日に開催し、未就園児と保護者の交流になっている。</li> <li>・今年はコロナウィルスの影響もありボランティア等交流の機会については、配慮して取組みを行っている。</li> </ul>
			ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアマニュアルにより受け入れの基本姿勢が明文化されている。</li> <li>・長野市子ども子育て支援事業計画の乳幼児と触れ合う機会の提供に基づき高校生のボランティアを受け入れている。</li> <li>・参加者に向けた注意事項が明記された書類一式を一般用、学生用に作成している。</li> <li>・ボランティア活動保険の加入により活動中の事故に備えた対応をしている。</li> <li>・今年はコロナウィルスの影響を考慮してボランティアの活動を一部見直している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関一覧表を作成し職員会で周知し掲示している。</li> <li>・園長として地域発達支援会議に出席し、園医とのカンファレンスに園長、主任が参加し、連携を図っている。</li> <li>・幼保小連携会議、篠ノ井分室との支援会議が定期的に行われ連携をとっている。</li> <li>・不適切な対応が疑われる子どもに対しては児童相談所、福祉政策課、要保護児童対策地域協議会、篠ノ井分室などと連携をとっている。</li> <li>・配慮が必要な園児に対しては市のにここ相談を定期的に行い最善の利益に配慮した保育に繋げている。</li> </ul>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おひさま広場では、遊戯室や園庭を利用して、未就園児と保護者が交流している。</li> <li>・講演会として絵本の読み聞かせや歯科指導を行っている。</li> <li>・外部講師による就労相談や歯科指導、保護者の要望をふまえて保育園の利用の仕方を伝えている。</li> <li>・主任が4ヶ月健診に出向き、おひさま広場のチラシを配布し、情報提供をしている。</li> <li>・災害時の避難場所は、昭和小学校、共和小学校であるが、当園も緊急時には避難場所になることを想定している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(3)	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>・一時預かり事業、親子交流、子育て支援センター等を通して地域の保育ニーズを把握している。</p> <p>・地域の区長や民生委員、民生児童委員を園の行事に招待し、学校行事に出向いたりして地域との情報交換をしている。</p> <p>・民生児童委員と面談をしたり、必要に応じて電話で情報交換をしている。</p> <p>・おひさま広場に来園した親子の悩みや質問に対してを園長や主任が助言している。</p> <p>・地域発達支援会議の出席や児童相談所、篠ノ井分室との情報交換により地域の子育て状況の把握に努めている。</p>
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<p>135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>・人権マニュアルの整備をし、児童憲章、児童の権利に関する条約、保育士倫理綱領、保育所における人権などを基に園内研修を行っている。パート職員等にもプリントを配布し周知している。</p> <p>・保育マニュアルに保育士の望ましい態度に関しての掲載、言葉のマニュアル(子どもの姿、保育者の気配りと声掛け)に子どもを尊重した基本姿勢があり保育の中で意識して取り組んでいる。</p> <p>・保育場面で性差への固定概念を植え付けるような言動がないように注意している。</p> <p>・人権マニュアルを活用して研修を行う機会を作り年2回評価チェック表により自己点検している。</p> <p>・指導計画にも、人間関係、個別配慮と共育ち等があり意識的に取り組むようにしている。</p> <p>・子ども達とも遊びの場を捉えて子どもと話し合う中で互いに尊重できるような取り組みをしている。</p> <p>・園便り、保護者会などでも保育理念に基づいた保育の場を伝えるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>・子どものプライバシー保護に関して、個人情報保護マニュアル、虐待に関するマニュアルに整備されている。</p> <p>・職員は教育保育の手引きと合わせて関係マニュアルの研修をしている。</p> <p>・プールの周りや、シャワーの周りにシートを張る、着替え場所には衝立を使用するなど子どもの成長に合わせてプライバシーが守られるよう配慮している。</p> <p>・保護者には入園のしおりで説明し、個人情報承諾書で確認をしている。</p> <p>・不適切な事案が発生した場合には「市職員個人情報の適切な管理に関する指針、職員の懲戒処分」に明示され職員は理解している。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>・理念、基本方針に沿って実際の保育の場面をイラストや写真で分かり易く紹介した内容をホームページに掲載している。</p> <p>・市の保育所を紹介する冊子を市役所、保健センター、保育園などに置き必要な情報の提供をしている。</p> <p>・入園希望の保護者には資料に基づき説明している。</p> <p>・利用希望者に対する情報提供資料については保護者の意見を反映させ園長会で定期的に見直しをしている。</p> <p>・希望者には園舎内の見学に合わせ園の方針や具体的な保育の場面を捉えて説明している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時、契約内容変更時には入園のしおり等の説明資料、重要事項説明書などで説明し保護者から同意書にて同意を得ている。</li> <li>・年度末の保護者総会において、子どもの発達の状況により保育内容の変更、個別的な支援内容変更等保護者に説明して同意を得ている。</li> <li>・特に配慮が必要な保護者には必要な関係機関と連携を取りながら子育て支援計画書内の運用に従いマニュアルに沿って説明している。</li> </ul>
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の変更に關しては保護者の同意を得て変更先の保育園に保育所保育要録など必要な情報提供を行い、保育の継続性に配慮している。</li> <li>・保育所変更時の事務手続きは市が作成している「利用のご案内」に掲載されている。</li> <li>・保育所変更後の相談に園長が応じている。</li> <li>・卒園後も相談に応じることを園便りや保育参加時に示している。</li> </ul>
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達が満足しているか表情、言葉、態度、遊びや生活の様子から汲み取り確認している。</li> <li>・個別懇談会では保護者からの意見や要望を定期的にくみ取るようにしている。</li> <li>・保護者会総会、保護者役員会に出席し保護者から出された意見から必要に応じて職員会で報告し、改善に向けた話し合いを行い、保育の質の向上に向けて反映している。</li> </ul>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決のための整備をしている。苦情解決の仕組みを図で示しポスターにして玄関先に掲示している。</li> <li>・匿名アンケートや、常に意見箱を設置して対応できるようにしている。</li> <li>・重要事項説明書を用いて保護者に分かり易く説明し理解を得ている。</li> <li>・相談、意見、苦情内容の検討を行い改善策は申し出た保護者に配慮して保護者に伝えている。</li> <li>・苦情や意見に対しては全職員で原因、事実確認、解決策、今後に向けて等迅速に話し合い保護者にフィードバックしたり、同じことを繰り返さないように周知徹底を図っている。</li> <li>・民生児童委員1名が第三者委員であり、日頃から園に訪問したり、電話で連絡を取り合うなどしている。</li> <li>・苦情解決の仕組みによる苦情は無かった。</li> </ul>
			保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から保護者とコミュニケーションを取り話しやすい雰囲気づくりを努めている。登降園時には園長、主任が園舎入り口に立ち、気軽に意見が言えるようにしている。</li> <li>・相談窓口を紹介し、いつでも相談できるよう園便りで示し、保護者会総会などでも伝えている。</li> <li>・相談時にはブラインドを下すなどプライバシーの配慮をしている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4)	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、意見を受けた際は、記録し職員会で報告して検討している。</li> <li>・意見要望の対応マニュアルがあり定期的に見直しを図っている。</li> <li>・保護者から寄せられた意見要望に対しては迅速に関係者に報告し解決に向け取り組むが、時間を要する場合は申し出た保護者に事情を説明している。</li> <li>・意見に対して全職員で問題解決できるようラベルワークで意見を出し合い解決策を絞り込み回答を保護者に伝えている。また、保育の中で反映できるようにしている。</li> </ul>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長を責任者とするリスクマネジメント委員会では主査が中心となり設置しヒヤリハット報告書や怪我報告書、事故報告書に関して検証し再発防止に取り組んでいる。</li> <li>・毎朝遊具の点検、月一回の園舎内の安全点検を行っている。</li> <li>・遊び別、エリア別、年齢別、ヒヤリハット事例集、他の保育所の事故に学ぶなど園内研修を実施しけが防止に努めている。</li> <li>・食中毒を含めた事故防止、安全確保策など定期的に評価、見直しをしている。</li> <li>・他県の重大事故を受けて再度散歩コースの安全対策を全職員で見直し、南警察署の確認も得て散歩マップを作成し定期的な見直しをしている。</li> <li>・屋外遊具については、現在使用できない遊具がある。現在使用禁止について標示や使用できない措置が取られているが、誤った使用による怪我等のリスクは内在しており事故防止の観点から使用できない遊具の撤去を期待する。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5)	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a)	<p><b>191</b> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p><b>192</b> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p><b>193</b> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p><b>194</b> 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p><b>195</b> 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p><b>196</b> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p><b>197</b> 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>・感染症について管理体制が整備され保健マニュアルが作成されている。感染症に関する基礎知識、予防、対応など職員会で読み合わせ研修を行い周知徹底している。</p> <p>・予防のために手洗い、うがいの習慣化を図っている。</p> <p>・水道には手洗いの図があり子ども達は毎日積極的に手洗いをしている。</p> <p>・感染症発生時はマスク着用や交流を避ける等している。</p> <p>・保護者には「入園のしおりで」説明している。市の保健師が保健だよりを発行をして感染症の知識、予防に関して啓蒙している。</p> <p>・発生時には感染症の知識や状況、人数など玄関先に掲示している。必要に応じてくらく連絡網を利用して家庭に発信し迅速に周知を図っている。</p> <p>・看護師が1名常駐しており、中心的にコロナ対策を含め感染症の予防や安全の確保に対応している。</p>
			<p>災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b)	<p><b>198</b> 災害時の対応体制が決められている。</p> <p><b>199</b> 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p><b>200</b> 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p><b>201</b> 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p><b>202</b> 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>・危機管理マニュアルにより消防計画、洪水計画、避難確保計画等災害時対応体制が整備されている。</p> <p>・毎月災害の想定を変えて避難訓練を実施している。</p> <p>・災害時引き渡し訓練や消防署立会いの訓練をしている。また、災害時にはくらく連絡網を利用して伝えている。</p> <p>・各クラスには非常時持ち出し品をリュックサックに入れ準備している。</p> <p>・災害時の備蓄品は倉庫や事務室横に保管している。飲料水等の期限を確認しながら点検を行っている。</p> <p>・職員は非常時参集メールにより訓練を行っている。</p> <p>・地域機関と災害時の協力体制について確認し合っている。</p> <p>・非常時での電源の確保、第二避難所（共和小学校）までの誘導方法、災害後の保育の事業を再開するための事業継続計画（BCP）の策定については定期的な見直しを期待する。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準的な保育を実践するために子どもの人権の尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。「幼児保育マニュアル」「未満児保育マニュアル」が文書化され「教育・保育の手引き」等も含め、マニュアルは職員会で読み合わせ周知を図っている。</li> <li>・子ども一人一人の発達の状況に応じ一定の保育水準を保ち個別保育を行っている。</li> <li>・園長、主任は実践に関して職員会などで振り返るようにしている。</li> <li>・パート、代替職員にも必要事項を伝え連携している。</li> </ul>
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の標準的な実施方法に関して保育実践を通して職員や保護者からの見直し必要とする意見を集約して年度末に園長会で検討して担当課長補佐に繋げる仕組みがある。</li> <li>・見直しされた保育の標準的な実施方法は実践を通して職員会議などで評価して園長会で再検討している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画の責任者は園長でありアセスメントは子どもや保護者の意見や状況を把握し、状況を多角的にアセスメントする方法になっている。</li> <li>・保育開始前にアセスメントを行い指導計画を作成している。</li> <li>・必要に応じてアセスメントし直している。</li> <li>・各職種関係者、職員、必要に応じて市の保健師が参加して情報共有して、年間計画、個別計画の策定の方向付けをしている。</li> <li>・未満児、障がいや配慮を要する子の最善の利益を考えた保育をするために専門機関が参加する地域支援会議でケース検討をしている。保護者の意向も確認しながら指導計画に反映させている。</li> </ul>
			定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間指導計画は4期に分けて評価を行い保護者と個人面談を行い意向の確認をして個別指導計画に反映させている。</li> <li>・子ども、保護者の状況が変化した場合は随時カンファレンスを実施して指導計画を見直している。</li> <li>・見直した指導計画は園長、主任が確認し、職員全体にも周知し継続的な支援体制を確保し、保育の質の向上を図ることができるようにしている。成長と共に配慮の仕方が変化していく点については特に周知して連携して対応するようにしている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b)	<p>225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>・子どもの発達、生活の状況等は必要事項を個人面談を通して意向の確認をして保育の指導計画に反映させている。</p> <p>・個別保育計画、月案、週日案の自己評価は園長、主任が確認し、実際の保育の場面を観察するなどして次の指導計画に反映させている。</p> <p>・見直した指導計画は必要に応じて未満児会、幼児会で示し、周知が図られている。</p> <p>・指導計画の見直し、評価にあたり子ども、保護者のニーズ等に反映している。</p> <p>・保育業務のIT化については、予算の関係もあるがこれからの課題であり取り組みを期待する。週案や日案等に記録について手書きで行われており、丁寧に作成されている。IT化による情報の共有が図られ日案等の作成時間の削減等に繋がりサービスの向上が期待される。機器やソフトウェアと合わせ検討されることを希望する。</p>
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>・個人情報保護規定により「ファイル基準表」「情報マニュアル」に記録の保管、保存等の情報提供に関する規定を定めている。</p> <p>・記録管理責任者は園長であり、個人情報の不適切な対応、記録管理についてセキュリティー管理を含めた研修を「長野市文書管理システム」eラーニングで全職員が研修し、セキュリティー管理の意識を高めている。</p> <p>・保護者には毎年入園、進級時に個人情報の扱いに関して説明し承諾書で確認している。</p>